

公益社団法人日本栄養士会 栄養管理研修に係る教育施設の認定に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、以下の仕組みからなる栄養サポートチーム加算の施設基準でその設置が必要とされる栄養サポートチームにつき、これを構成する管理栄養士等が修了しておくべき栄養管理に関する所定の研修（厚生労働省の指定するもの。）のうち、16時間の研修（以下「本研修」という。）を実施する教育施設の認定（以下「教育施設認定」という。）を公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）が行ううえで必要な事項を定めることを目的とする。

栄養サポートチーム加算 栄養サポートチーム加算は、栄養障害の状態にある患者や栄養管理をしなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者に対し、患者の生活の質の向上、原疾患の治癒促進及び感染症等の合併症予防等を目的として、栄養管理に係る専門的知識を有した多職種からなるチーム（以下「栄養サポートチーム」という。）が診療することを評価したもの。

栄養サポートチーム加算の施設基準 当該保険医療機関内に、栄養管理に係る所定の研修を修了した医師、看護師、薬剤師、管理栄養士その他であって専任かつ常勤である者（ただし、特定地域を除く。）から構成される栄養管理に係るチーム（以下「栄養サポートチーム」という。）が設置されていること。また、栄養サポートチームのうちのいずれか1人は専従であること。ただし、当該栄養サポートチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

栄養サポートチームの構成員たる管理栄養士（看護師、薬剤師） 栄養管理に係る所定の研修を修了した管理栄養士（看護師、薬剤師）

栄養管理に係る所定の研修 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。

- 2 本研修の受講をもって、栄養サポートチーム担当者研修会及び静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士認定研修会の各受講者が、栄養サポートチーム担当者に必要な所定の研修を修了するための要件とする。
- 3 本研修の受講を終えた者に対し、本会は、栄養管理に関する所定の研修の修了証を交付する。

（静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士運営委員会）

第2条 教育施設認定に関する事務は、静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士運営委員会（以下「運営委員会」という。）がこれを管掌する。

2 運営委員会の構成、運営に必要な事項は別に定める。

（認定教育施設）

第3条 本会により教育施設認定を受けた施設をもって認定教育施設とする。

2 認定教育施設の資格及び名称は、栄養サポートチームの構成員たる管理栄養士にその修了が求められる栄養管理に関する所定の研修の実施に限り、これを付与するものとする。

（教育施設認定の要件）

第4条 教育施設認定は、次の各号の要件を満たす施設に対してこれを行う。

（1）栄養サポートチームが稼働していること

（2）次の内容を含む研修を実施できること

① 研修施設の NST 組織の理解

② NST 運営状況の把握

③ NST に関する帳票類の理解

④ スクリーニング基準の理解

⑤ NST チーム回診への参加（⑤と⑥のうち2又は1）

⑥ NST に関するカンファレンスへの参加（⑤と⑥のうち2又は1）の理解

⑦ NST における管理栄養士の役割と業務（⑦、⑧及び⑨のうち1）の理解

⑧ NST における薬剤師の役割と業務（⑦、⑧及び⑨のうち1）の理解

⑨ NST における看護師の役割と業務（⑦、⑧及び⑨のうち1）の理解

⑩ NST における情報処理とコミュニケーションツール

⑪ 栄養剤の衛生的取り扱いの見学

⑫ 臨床実地修練における症例レポート作成

（3）本会認定の「静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士」が栄養サポートチームの構成員として勤務していること

2 前項第3号の要件（以下「第3号要件」という。）は、特定の施設が同項第1号及び第2号の要件の充足をもって第3号要件の趣旨が満たされていることを理由とする本会理事の推薦をもってこれに代えることができる。

（教育施設認定の申請）

第5条 教育施設認定を受けようとする施設は、教育施設認定の申請書（本会ホームページ掲載）を運営委員会へ提出する。

2 前項の申請は、毎年6月1日から末日までの1カ月間に限りこれを行うことができる。

（教育施設認定の審査）

第6条 教育施設認定の申請の審査は、年1回（ただし、事情により複数回これを行うことが

ある。）、運営委員会がこれを行う。

- 2 前項の審査は、教育施設認定の申請をした施設（以下「認定申請施設」という。）が、第4条第1項の要件を満たしているかどうかについてこれを行う。
- 3 運営委員会は、第1項の審査に必要と認めるときは、認定申請施設に同委員会の指示する資料の提出を求めることができる。

（教育施設認定の決定）

第7条 運営委員会は、前条の審査の結果、認定申請施設に対し教育施設認定を行うことを相当と認めるときは、その旨の意見を本会理事会に提出する。

- 2 前項の意見の提出を受けた本会理事会は、同意見を不相当とする特段の事情のない限り、認定申請施設を認定教育施設とする決定を行う。
- 3 認定教育施設とする決定を受けた認定申請施設に対し、認定証を交付する。

（教育施設認定の要件に関する事項等の変更の届出）

第8条 認定教育施設は、次の各号に変更が生じたときは、すみやかに本会事務局に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項第1号に関する状況の変更
- (2) 第4条第1項第2号の研修内容の変更
- (3) 第4条第1項第3号（第4条第2項を適用する場合を含まない。）の教育施設認定の申請時の「静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士」の交代
- (4) 認定教育施設の重要な施設情報の変更

（認定教育施設の資格喪失）

第9条 認定教育施設は、次の事由により、認定教育施設の資格を失う。

- (1) 教育施設認定を辞退したとき
- (2) 第4条第1項各号の要件（第4条第2項を含む。）の一部又は全部を満たさなくなったとき

（教育施設認定の有効期間）

第10条 教育施設認定の有効期間は5年とし、更新を妨げないものとする。

- 2 前項の定めに関わらず、本会は、認定教育施設から認定の更新を求めない旨の通知（有効期間が満了する6ヶ月前に行われたものに限る。）があったとき、又は、認定の更新を相当としない事由が認められたときは、その旨を認定教育施設に通知（有効期間が満了する6ヶ月前に行われたものに限る。）して、認定の更新をしないことができる。

（規則の変更及び見直し）

第11条 この規則は、運営委員会の審議を経て、本会の理事会の決議により変更することができる。

(規程の委任)

第 12 条 この規則を施行するために必要な事項は、運営委員会がこれを規程に定める。

附 則

この規則は 2025 年 4 月 1 日から施行する。